

若桜町監発第12号
令和元年6月7日

若桜町長 矢部康樹 様
若桜町議会議長 川上 守 様

若桜町監査委員 藤原重明

若桜町監査委員 山本安雄

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、下記のとおり提出します。

記

1 監査の実施日 令和元年6月5日（水）

2 実施場所 役場3階 議員控室

3 監査の方法と範囲 ふるさと創生課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。

- 若桜鉄道の経営状況（決算状況）について
- その他、所管に関すること

4 監査の着眼点

(1) 若桜鉄道の決算状況

(2) その他、所管に関するこことについて効率的な組織運営がなされているか。また、法令を遵守して事務事業が執行されているか。

5 監査の結果

(1) 若桜鉄道について、平成29年度決算書に基づいて検証した。決算上は、黒字となっていたが、鉄道施設及び車両に係る経費は、若桜町・八頭町が負担するものとして、旅客運輸等本業で稼ぐ力を確認すると、旅客運輸等収入は48百万円、それに係る経費（人件費、運輸費、動力費）は95百万円で、営業外収益は12百万円で差引35百万円の赤字となる。人件費のうち施設の維持管理に要する費用をみたとしても、基本的な営業収支は赤字の体質と言わざるを得ない。直近の決算による変化を検証し、若桜鉄道の改善すべき点、設備投資の是非等を十分考慮される必要がある。

(2) その他、所管に関するここと
特に指摘事項なし。

以上